

地方独立行政法人青森県産業技術センターの積立金の第二期  
中期目標期間における業務への充当について

1 法令上の規定

(1) 法第 40 条第 4 項、県地独法施行細則第 13 条第 1 項

設立団体の長が、法人の中期目標期間最後の事業年度に係る積立金の全部又は一部を、次期中期目標期間の業務の財源へ充当することを承認する。

(2) 法第 40 条第 5 項

設立団体の長が、上記(1)の承認に当たり、あらかじめ評価委員会の意見を聴く。

(3) 法第 40 条第 6 項及び県地独法施行細則第 14, 15 条

法人が次期中期目標期間への充当分を除く積立金額を、設立団体へ 7 月 10 日までに納付する。

2 積立金の第二期中期目標期間における業務への充当の承認に当たっての確認内容

(1) 承認に当たっての考え方

- |   |
|---|
| <p>① 会計基準等に基づき、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（自己収入）から生じた利益で、経営努力によるものであるかどうか</p> <p>② 上記以外で、翌事業年度へ充当することが、法令、要綱等で定められているかどうか。</p> <p>③ 承認を受けようとする積立金の使途が、中期計画に定められている合理的な使途となっているかどうか。</p> |
|---|

(2) 産業技術センターからの承認申請内容

① 積立金の総額 279,910,637円

② うち第二期の業務への充当申請額 212,260,615円

③ 上記の使途

生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善

<充当申請額の内訳>

区 分	内 容	経 理 上 の 仕 分 け	金 額 (円)
① 自己収入から生じた利益で、経営努力によるもの	農産物販売収入等	ア 目的積立金の未使用額 <small>（ 県が、各年度、法人の<u>経営努力</u>によるものとして、翌事業年度への充当を承認した目的積立金の未使用額 ）</small>	20,401,571
		イ 当期末処分利益のうち、目的積立金相当額 <small>（ 当期の利益のうち、法人の<u>経営努力</u>によるもので、第二期への充当を予定しているもの ）</small>	19,237,269
		小 計	39,638,840
② 翌事業年度へ充当することが法令、要綱等で定められているもの	あおもり農商工連携支援基金の運用益※	ア 目的積立金の未使用額 <small>（ 県が、各年度、<u>法令、要綱等</u>に基づき、翌事業年度への充当を承認した目的積立金の未使用額 ）</small>	44,982,151
		イ 当期末処分利益のうち、目的積立金相当額 <small>（ 当期の利益のうち、<u>法令、要綱等</u>に基づき、第二期への充当を予定しているもの ）</small>	10,108,621
	棚卸資産等	ウ 積立金のうち現金の裏付けのない額 <small>（ 積立金として計上されているが、凍結精液、重油等燃料の残高等、現金化されていないもの ）</small>	117,531,003
中 計	ア 目的積立金の未使用額 計		65,383,722
	イ 目的積立金相当額 計		29,345,890
	ウ 現金の裏付けのない額		117,531,003
合 計			212,260,615

※ あおもり農商工連携支援基金：産業技術センターが「農商工連携型地域中小企業応援ファンド事業」により造成した基金（総額28億円）。  
この運用益を活用して、生産事業者等を支援。

### (3) 確認結果

#### ① 自己収入から生じた利益で、経営努力によるもの

確認項目	確認結果
・ 自己収入から生じた利益であると認められるかどうか。また、金額の算定は適正か。	・ 財務諸表の積立金の明細、積立金承認申請書の積立金内訳書、関係書類を審査した上で、詳細な内容について職員への聞き取り等を実施し、農産物販売収益等自己収入から発生したものであること、これらの金額の整合を確認した。
・ 経営努力と認められるかどうか。	・ 事業報告書等から、産業技術センターが適正に事業を行う一方で、経営努力によって生じた結果と認められる。

#### ② 翌事業年度へ充当することが法令、要綱等で定められているもの

確認項目	確認結果
・ 第二期への充当について、法令、要綱等で定められているかどうか。	<b>【あおり農商工連携支援基金の運用益分】</b> ・ 同事業実施要領第3条で、基金事業運用益の未使用額については、基金事業の原資として翌事業年度へ繰り越して使用できることが規定されていることを確認した。  <b>【棚卸資産等分】</b> ・ 「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」（平成18年6月22日 総務省行政管理局通知）で、棚卸資産は繰越しが規定されていることを確認した。
・ 金額の算定は適正か。	<b>【あおり農商工連携支援基金の運用益分】</b> ・ 同事業資金実績報告書で、基金事業運用益の未使用額との整合を確認した。  <b>【棚卸資産等分】</b> ・ 財務諸表の積立金の明細、積立金承認申請書の積立金の明細、関係書類との整合を確認した。

③ 承認を受けようとする積立金の使途

確認項目	確認結果
・積立金の使途は適正か。	・産業技術センターから申請されている使途は、中期計画において使途として定められている「生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善」に合致している。

<県の判断>

積立金の区分ごとの算定及び第二期へ充当する積立金の使途が適正と認められることから、第二期中期目標期間の業務への充当を承認することが妥当と考える。